

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

○大阪市会委員会条例の一部を改正する条例	29
○大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例	30
○大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例	30
○職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例	33
○大阪市職員定数条例の一部を改正する条例	33
○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例	34
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	34
○職員の給料の調整額に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	50
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	51
○職員の給与に関する条例等の特例に関する条例	51
○市長の給料月額等の特例に関する条例の一部を改正する条例	53
○特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例	54
○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例	54
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	54
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	55
○大阪市児童福祉施設最低基準条例	57
○大阪市立知的障害児施設条例の一部を改正する条例	60
○大阪市立知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例	62
○大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例	64
○大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例	65
○大阪市立軽費老人ホーム条例を廃止する条例	65
○大阪市介護保険条例の一部を改正する条例	66
○大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例	67
○大阪市立早川福祉会館条例の一部を改正する条例	68
○大阪市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例	68
○大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の一部を改正する条例	73
○大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例	74

○大阪市公園条例の一部を改正する条例	78
○大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例	81
○大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例	91
○大阪北港ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	92
○大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例	93
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例	94
○大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の 一部を改正する条例	94
○大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例	95
○大阪市市税条例の一部を改正する条例	96
規 則	
○大阪市公印規則の一部を改正する規則	108
○大阪市公正職務審査委員会規則の一部を改正する規則	113
○大阪市改革プロジェクトチーム設置規則の一部を改正する規則	114
○大阪市公文書管理条例施行規則の一部を改正する規則	115
○大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	115
○区における総合行政の推進に関する規則の一部を改正する規則	116
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則	116
○職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則	123
○単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改 正する規則	127
○単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に 関する規則	132
○単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に 関する規則の一部を改正する規則	133
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	135
○職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改 正する規則	137
○一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則	138
○職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	140
○外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則	141
○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部 を改正する規則	141
○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例 に関する規則	159
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	160
○大阪市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規	

則の一部を改正する規則	162
○大阪市契約規則の一部を改正する規則	163
○大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則	165
○大阪市会計規則の一部を改正する規則	167
○公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則	207
○特定基金管理規則の一部を改正する規則	208
○物品購買基金管理規則の一部を改正する規則	209
○大阪市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	209
○大阪市重度障害者医療費助成規則等の一部を改正する規則	211
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則	212
○大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	213
○大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	214
○大阪市児童福祉施設最低基準条例施行規則	214
○大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	215
○大阪市立知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則	216
○大阪市立知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則	217
○大阪市立情緒障害児短期治療施設条例施行規則の一部を改正する規則	218
○大阪市立軽費老人ホーム条例施行規則を廃止する規則	219
○大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	219
○大阪市立早川福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	219
○大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	220
○大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	236
○大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例施行規則	236
○大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	237
○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	238
○開発許可の手続に関する規則等の一部を改正する規則	238
○大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	251
○大阪市普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則	251
○大阪市防潮堤管理条例施行規則の一部を改正する規則	252
○大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則	252
○大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則	254
○大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	263
○大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則	270
○大阪北港ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則	272
○大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則の一部を改正する規則	274
○職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則	276

○大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則	291
○教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	292
○学校給食物資購入基金管理規則の一部を改正する規則	293
○教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	293
○大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則	294
○教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修に関する規則の一部を改正する規則	294
○職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則	295
企業管理規程	
○大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程	297
○大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程	298
○大阪市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	298
○大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程	299
○大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	300
○大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程	300
○大阪市水道局企業職員給与規程等の特例に関する規程	307
○大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程	309
○大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	310
○大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	313
○大阪市水道局企業職員給与規程別表第2備考(3)の職員を定める規程の一部を改正する規程	314
○大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程	315
○大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程	315
○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程	334
○大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	335
○大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	341
○大阪市病院局契約規程の一部を改正する規程	343
○大阪市立助産師学院学則の一部を改正する規程	343
○大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程	345
○大阪市病院局の公印等に関する規程等の一部を改正する規程	346
○大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程	

する規程の一部を改正する規程	346
○大阪市病院局企業職員給与規程の特例に関する規程	347
○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程の特例に関する規程	349
○大阪市病院局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程	350
告 示	
○平成 19 年大阪市告示第 367 号（局長等の職務を行う職員）の一部改正	351
○交通事業管理者の任命	352
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更等	352
○平成 24 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録	353
○平成 24 年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳 2 簿の縦覧	353
○電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途	353
○大阪市立此花作業指導所ほか 2 施設の利用料金の額の承認	354
○大阪市立敷津浦学園の利用料金の額の承認	355
○大阪市立都島こども園ほか 2 施設の利用料金の額の承認	356
○電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途	357
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの利用料金の額の承認	358
○電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途	359
○大阪市立葬祭場の利用料金の額の承認	360
○放置自動車の処理	360
○平成 18 年大阪市告示第 441 号（大阪市道路占用料条例第 2 条第 2 項の規定による道路の等級の適用区分）の一部改正	361
○使用料の徴収及び収納事務委託（市立駐車場及び有料道路）	363
○大阪市立有料自転車駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認	363
○供用を開始する港湾施設及び数量等を変更する港湾施設の概要（南港 KF 地区荷さばき地ほか 11 施設）	394
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立北区民センターほか 39 施設）	396
○手数料の徴収及び収納事務委託（住民票・戸籍関係証明書発行コーナーほか 3 施設における証明書発行）	399
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立男女共同参画センター中央館ほか 4 施設）	399
○歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市立社会福祉センターほか 9 施設の使用料等）	400
○使用料の収納事務委託（乳がん検診及び B 型・C 型肝炎ウイルス	

ス検査)	401
○使用料の収納事務委託 (胃、大腸、肺がん検診)	402
○手数料の収納事務委託 (鑑札交付の登録及び注射済票交付)	402
○歳入の徴収事務委託 (精神科一次救急診療)	403
○使用料の徴収及び収納事務委託 (大阪市立こども文化センター)	403
○使用料の徴収事務委託 (天王寺公園ほか 51 施設)	403
○賃貸料の徴収及び収納事務委託 (インターナショナル エキシビジョンセンター, オオサカ (インテックス大阪))	405
○使用料の徴収及び収納事務委託 (大阪産業創造館)	406
○手数料の徴収及び収納事務委託 (特定計量器定期検査及び特定計量器定期検査証明書発行)	406
○使用料等の収納事務委託 (大阪市中央卸売市場本場ほか 2 施設)	407
○使用料の収納事務委託 (市営住宅)	408
○歳入の徴収及び収納事務委託 (放置自転車等撤去保管料)	408
○使用料の徴収及び収納事務委託 (天保山駐車場ほか 3 施設)	409
○手数料の徴収及び収納事務委託 (建築計画概要書等の写しの交付等)	409
○手数料の収納事務委託 (道路占用許可申請、特殊車両通行許可申請及び屋外広告物許可申請)	410
○固定資産評価審査委員会委員の任命	410
○予算の要領	410
○一般競争入札の執行 (東部方面管理事務所等管内下水管きょ調査業務委託)	479
○一般競争入札の執行 (大阪港内清掃作業業務委託)	482
○大阪都市計画地区計画 (福駅前地区地区計画) の決定に係る図書の縦覧	485
○大阪都市計画用途地域の変更に係る図書の縦覧	485
○大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の縦覧	486
○大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	486
○大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	487
○大阪都市計画公園事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	488
○大阪都市計画緑地事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	488
○開発行為に関する工事の完了	489

○開発行為に関する工事の完了	490
○開発行為に関する工事の完了	491
○開発行為に関する工事の完了	492
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	492
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	493
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	493
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	494
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	495
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	497
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	498
○特定計量器の定期検査	499
○放置自動車の処理	500
○市道の区域変更	500
○市道の供用開始	501
○大阪市立有料自転車駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の設定の承認	503
○河川法違反物件の除却	504
○使用料の徴収事務委託（大阪市立阿倍野防災センター）	505
○地縁による団体の認可	506
○落札者等の公示	506
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正	507
○大阪市区選挙管理委員会規程の一部改正	509
○大阪市区選挙執行本部規程の一部改正	509
○大阪市選挙管理委員会事務局長等専決規程の一部改正	510
○大阪市選挙管理委員会職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程の一部改正	511
○大阪市区選挙管理委員会職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程の一部改正	512
○大阪市選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正	513
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正	513
○職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程	514

公 告

○一般競争入札の執行（雑鉄（鉄蓋）の売払い）	515
○一般競争入札の執行（中古軽貨物自動車の売払い）	517
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	520
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	523
○職員団体の登録事項の変更（大阪市学校園教職員組合）	527
達	
○大阪市事務分掌規則の一部改正等に伴う補職の読替え	529
○大阪市事務分掌規則の一部改正等に伴う職員の勤務替え	530
○大阪市事務専決規程の一部改正	531
○市役所課長等専決規程の一部改正	533
○区役所課長等専決規程の一部改正	533
○大阪市内部監察規程の一部改正	534
○職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程	535
○大阪市戦略会議設置規程の一部改正	536
○災害情報連絡主任設置規程の一部改正	537
○大阪市自家用電気工作物保安規程の一部改正	537
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正に伴う補職の読替え	537
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正に伴う職員の勤務替え	538
○大阪市監査委員の事務局に関する規程の一部改正等に伴う補 職の読替え	538
○大阪市監査委員の事務局に関する規程の一部改正等に伴う職 員の勤務替え	539
○大阪市人事委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正等 に伴う補職の読替え	539
○大阪市人事委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正等 に伴う職員の勤務替え	539
共済組合公告	
○大阪市職員共済組合役員の就職	540
住宅供給公社公告	
○大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う 者等の公告	540

公布された条例のあらまし

◇大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市市長直轄組織設置条例の制定及び大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めることにしました。

2 地方自治法第109条の2の規定に基づく市会運営委員会を設置することにしました。

3 この条例の施行期日は、議長が定めることにしました。ただし、一部の規定は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第34号 市会事務局議事担当)

◇大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 現在実施している政務調査費の月額の特例措置について、その期間を延長することにしました。

2 この条例は、公布の日（平成24年 3 月30日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第35号 市会事務局総務担当)

◇大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例

1 本市及び大阪府が、大都市制度に関する検討の主体である協議会を設け、住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、協議会が国の動向も踏まえ、具体的な提案等を行い、もって大阪にふさわしい大都市制度を実現するため、条例を制定することにしました。

2 協議会の組織、運営、協議事項等に関し必要な事項を定めることにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第36号 都市制度改革室広域行政担当)

◇職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

1 大阪市公正職務審査委員会の委員定数を改めることにしました。

2 同委員会に部会を設置することにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第37号 総務局監察部監察課)

◇大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

1 本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更することにしました。

2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第38号 人事室人事課)

◇一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例

1 特定任期付職員の給料月額の新たな特例措置を講ずることにしました。

2 この条例は、平成24年 4 月 1 日に施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第39号 人事室給与課)

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 本市人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告を勘案して、職員の給料月額を改定することにしました。

2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第40号 人事室給与課)

◇職員の給料の調整額に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一

部を改正する条例

- 1 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第41号 人事室給与課)

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び市長の秘書の職を占める職員に対する退職手当の額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第42号 人事室給与課)

◇職員の給与に関する条例等の特例に関する条例

- 1 職員の給料月額の新たな特例措置を講ずることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第43号 人事室給与課)

◇市長の給料月額等の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市長の給料月額及び市長に対する退職手当の額の特例措置を改めることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第44号 人事室給与課)

◇特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

- 1 副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第45号 人事室給与課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

- 1 非常勤の職員の報酬の額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第46号 人事室給与課)

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の退職手当の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第47号 人事室給与課)

◇大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、心身障害者リハビリテーションセンターが行う事業及びその使用資格を改め、利用料金を改定することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。
(平成24年大阪市条例第48号 福祉局心身障害者リハビリテーションセンター管理課)

◇大阪市児童福祉施設最低基準条例

1 児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第49号 こども青少年局子育て支援部保育企画課、こども青少年局子育て支援部こども家庭課、こども青少年局子育て支援部管理課)

◇大阪市立知的障害児施設条例の一部を改正する条例

1 児童福祉法等の一部改正に伴い、福祉型障害児入所施設が行う事業並びにその使用資格及び利用料金の上限額を定めることにしました。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第50号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市立知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例

1 児童福祉法等の一部改正に伴い、福祉型児童発達支援センターが行う事業並びにその使用資格及び利用料金の上限額を定めることにしました。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第51号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

1 児童院の管理を指定管理者に行わせることにしました。

2 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第52号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課)

◇大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第53号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課)

◇大阪市立軽費老人ホーム条例を廃止する条例

1 天野苑の廃止に伴い、条例を廃止することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第54号 福祉局高齢者施策部高齢施設課)

◇大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

1 保険料率を改定することにしました。

2 指定介護老人福祉施設等の指定等の申請に対する審査に係る手数料を定めることにしました。

3 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（平成24年 3 月30日）又は平成24年10月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第55号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 平成24年度分の保険料に係る保険料率の特例措置を講じることになりました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第56号 福祉局生活福祉部保険年金課)

◇大阪市立早川福祉会館条例の一部を改正する条例

- 1 早川福祉会館が行う事業の範囲を改めることになりました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第57号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

- 1 仲卸業者の月間の売上の報告義務を廃止するなど、市場内業者の行う事務
手続の簡素化を図ることになりました。
- 2 東部市場の使用料を改めることになりました。
- 3 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 4 この条例は、市長の定める日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第58号 経済局 中央卸売市場企画担当)

◇大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の一部を改正する条例

- 1 温室効果ガスの排出抑制等に係る対策計画等に関する手続を廃止すること
にしました。
- 2 この条例は、公布の日(平成24年3月30日)から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第59号 環境局環境施策部環境施策課)

◇大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

- 1 道路の占用料を改定することになりました。
- 2 一般道路に設ける食事施設等に係る道路の占用料を定めることになりました。
- 3 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 4 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第60号 建設局管理部路政課)

◇大阪市公園条例の一部を改正する条例

- 1 公園を占用する場合の使用料を改定することになりました。
- 2 障害者自立支援法の一部改正等に伴い、規定を整備することになりました。
- 3 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 4 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第61号 ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課)

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 綱取施設を廃止することになりました。
- 2 青果物上屋の一部を廃止することになりました。
- 3 暴力団の利益になる行為等を許可しないことになりました。
- 4 有料廃棄物埋立護岸に係る使用料を定めることになりました。
- 5 臨港道路及び橋梁に係る占用料を改定することになりました。
- 6 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 7 この条例は平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第62号 港湾局総務部総務担当)

◇大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団の利益になる行為等を許可しないことにしました。
- 2 広告物の掲出に係る使用料を定めることにしました。
- 3 この条例は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第63号 港湾局総務部集客施設担当)

◇大阪北港ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団の利益になる行為等を許可しないことにしました。
- 2 広告物の掲出に係る使用料を改正することにしました。
- 3 この条例は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第64号 港湾局総務部集客施設担当)

◇大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団の利益になる行為等を許可しないことにしました。
- 2 舞洲運動広場の球技場を廃止することにしました。
- 3 広告物の掲出に係る使用料を改正することにしました。
- 4 この条例は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第65号 港湾局総務部集客施設担当)

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 東住吉特別支援学校を新たに設置することにしました。
- 2 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第66号 教育委員会事務局総務部学事課)

◇大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市立高等学校の入学料及び市立幼稚園の入園料を改定することにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第67号 教育委員会事務局学校経営管理センター学務担当)

◇大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例

- 1 クラフトパークの施設の一部であるクラフトホールに利用料金を設定し、貸し出しを行うことにしました。
- 2 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第68号 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当)

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年 3 月31日（現行平成24年 3 月31日）まで延長することにしました。
- 2 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年 3 月31日（現行平成24年 3 月31日）まで延長することにしました。
- 3 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成24年度から平成26年度ま

での各年度分の宅地等に係る固定資産税及び都市計画税について、現行の負担調整措置を継続して適用する措置等を講ずることにしました。ただし、住宅用地に係る据置特例については、経過措置を設けたうえで平成26年度に廃止することにしました。

- 4 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成24年度分の用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税について、前年度から変更後の用途であったものとみなして負担調整措置を適用する措置等を引き続き講ずることにしました。
- 5 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の特例措置について、対象区域に係る規定を改めることにしました。
- 6 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 7 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 8 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例第69号 財政局税務部管理課)

公布された規則のあらまし

◇大阪市公印規則の一部を改正する規則

- 1 障害者福祉関連事業者等事務用市長印及び特殊車両通行許可市長印を新調することにしました。
- 2 職制改正等に伴い、公印の新調、廃止及び用途の変更を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第41号 総務局行政部行政課)

◇大阪市公正職務審査委員会規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市公正職務審査委員会の部会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第42号 総務局監察部監察課)

◇大阪市改革プロジェクトチーム設置規則の一部改正する規則

- 1 改革プロジェクトチーム及び行財政改革タスクフォースのメンバーに契約管財局長及び契約管財局の職員を加えることにしました。
- 2 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第43号 市政改革室総合調整担当)

◇大阪市公文書管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 都市改革監の内部組織における公文書の管理に関する事務を統括する責任者として都市改革監を充てる等、内部組織における公文書の管理体制について必要な事項を定めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第44号 総務局行政部行政課)

◇大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 民法の一部改正に伴い、開示請求書等の様式の請求者欄等の記載を改めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第45号 政策企画室市民情報部公開制度等担当)

◇区における総合行政の推進に関する規則の一部を改正する規則

- 1 区における総合行政の推進を図るための調整等を市政改革室理事に行わせることにしました。
- 2 職制改正に伴い規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第46号 市民局市民部区政課)

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 本市が職員を派遣する団体及び法人の範囲を改めることにしました。
- 2 本市が職員を派遣する団体の名称変更に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第47号 人事室人事課)

◇職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員が昇格後に受ける号給を改めることにしました。
- 2 医療職給料表(2)の適用を受ける職員が昇格後に受ける号給を改めることにしました。
- 3 医療職給料表(3)の適用を受ける職員が昇格後に受ける号給を改めることにしました。
- 4 消防職給料表の適用を受ける職員が昇格後に受ける号給を改めることにしました。
- 5 修業年限が6年である薬学の課程を修了した薬剤師の初任給の基準を定めることにしました。
- 6 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 7 その他必要な規定を整備することにしました。
- 8 この規則は、平成24年 4 月 1 日から適用することにしました。

(平成24年大阪市規則第48号 人事室給与課)

◇単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則

- 1 技能労務職給料表 3 級及び 4 級における最高の号給を切り下げることになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 その他必要な規定を整備することになりました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第49号 人事室給与課)

◇単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の給料月額の特例措置を講ずることになりました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第50号 人事室給与課)

◇単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員が昇格後に受ける号給を改めることになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 その他必要な規定を整備することになりました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日に施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第51号 人事室給与課)

◇職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の管理職手当の支給範囲及び支給額を改めることになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第52号 人事室給与課)

◇職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

- 1 管理職手当の月額の特例措置を講ずることになりました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第53号 人事室給与課)

◇一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 指定職給料表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日に施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第54号 人事室給与課)

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 指定職給料表の適用を受ける職員に係る旅費の調整の基準を定めることになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第55号 人事室給与課)

◇外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

- 1 指定職給料表の適用を受ける職員に係る外国旅行の旅費の額を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4月 1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第56号 人事室給与課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 非常勤の職員の報酬の額を定め、又は改定することにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4月 1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第57号 人事室給与課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則

- 1 非常勤の職員のうち本市の一般職に属する職員であったものの報酬の額の特例措置を講ずることとしました。
- 2 この規則は、平成24年 4月 1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第58号 人事室給与課)

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の適用を受ける職員の範囲を改めました。
- 2 退職手当の調整額に係る職員の区分を改めました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4月 1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第59号 人事室給与課)

◇大阪市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

- 1 収益の獲得が予定されていない有形固定資産の除却費用等について係る撤去費用（耐用年数経過時に発生するもの）を、資産剰余金から減額するため、当該有形固定資産の特定方法について定めることにしました。（具体的には、当該有形財産の特定を市長が行い得ることにしました。）
- 2 中期目標の期間の終了時に残存する積立金を次年度の財源に充てるために必要となる市長の承認等に関する手続について、申請書の提出期限等を改めることにしました。
- 3 本市が出資した財産を譲渡、担保としての供与又は廃棄する場合において、公立大学法人は市長に対し報告しなければならないこととしました。
- 4 この規則は、公布の日（平成24年 3月30日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第60号 総務局行政部総務課)

◇大阪市契約規則の一部を改正する規則

- 1 不当な取引制限等を行った契約の相手方に対して請求する損害賠償予約条

項について、損害賠償金に契約金額支払時点からの利息を付して請求することができるようにしました。

- 2 職制改正に伴い、必要な規定を整備することにした。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第61号 契約管財局契約部契約制度担当)

◇大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市会計規則の一部改正に伴い、支払通知の取消しに係る手続等を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第62号 港湾局総務部経営管理担当)

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 区役所における収支管理に関する事務を廃止するなど、区会計管理者が行う事務の範囲を改めることにしました。
- 2 財務会計システムの仕様の変更に伴い、支出命令書等を電磁的記録化するなど、会計事務の手続を改めることにしました。
- 3 職制改正等に伴い、出納員等となるべき職及びその分掌事務を改めることにしました。
- 4 その他必要な規定を整備することにした。
- 5 必要な経過措置を講ずることにした。
- 6 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第63号 会計室会計企画担当)

◇公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

- 1 公共工事の前払金について、当初の前払金に加えて中間前払金を追加で支払うことができるように要件を定めました。
- 2 債務負担行為に基づく数年度にわたる契約においては、会計年度ごとに前払金を支払うこととしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第64号 契約管財局契約部契約制度担当)

◇特定基金管理規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例が平成24年 3 月31日限りその効力を失うこと等に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第65号 福祉局総務部経理・企画課、福祉局高齢者施策部介護保険課、健康局総務部経理課)

◇物品購買基金管理規則の一部を改正する規則

- 1 財務会計システムの仕様の変更に伴い、統括用品の請求方法等を改めることにしました。

2 その他必要な規定を整備することにした。

3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第66号 会計室会計企画担当)

◇大阪市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

1 保健福祉センター所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。

2 特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の計算方法を改めることにしました。

3 特例地域相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の額の算定方法を定めることにしました。

4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

5 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第67号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市重度障害者医療費助成規則等の一部を改正する規則

1 児童福祉法等の一部改正及び職制改正に伴い、大阪市重度障害者医療費助成規則ほか7規則の規定を整備することにした。

2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第68号 福祉局生活福祉部保険年金課、福祉局障害者施策部障害福祉課、福祉局弘済院管理課)

◇大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

1 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正等に伴い、規定の整備を行うことにしました。

2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第69号 福祉局心身障害者リハビリテーションセンター管理課)

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 児童福祉法の一部改正等に伴い、保健福祉センター所長に委任する事務の範囲を改めるとともに、規定の整備を行うことにしました。

2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第70号 福祉局障害者施策部障害支援課、こども青少年局子育て支援部こども家庭課、こども青少年局子育て支援部保育企画課)

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 療育の給付に係る徴収金等の額の算定の基礎となる所得税等の額の計算方法を改めることにしました。

2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第71号 福祉局障害者施策部障害支援課、健康局大阪市保健所管理課、こども青少年局子育て支援部こども家庭課、こども青少年局子育て支援部保育企画課)

◇大阪市児童福祉施設最低基準条例施行規則

1 保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準を緩和する際に考慮すべき

事情を定めるなど大阪市児童福祉施設最低基準条例の施行に関し、必要な事項を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第72号 こども青少年局子育て支援部保育企画課)

◇大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 東生野保育所ほか3保育所の供用時間を変更することにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第73号 こども青少年局子育て支援部保育所運営課)

◇大阪市立知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 生活介護及び施設入所支援を受けることができる障害児等の範囲を定めることにしました。

- 2 日中一時支援の利用に要する費用等の額を定めることにしました。

- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第74号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市立知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立知的障害児通園施設条例の一部改正等に伴い、規定の整備を行うことにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第75号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市立情緒障害児短期治療施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 児童院の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第76号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課)

◇大阪市立軽費老人ホーム条例施行規則を廃止する規則

- 1 大阪市立軽費老人ホーム条例の廃止に伴い、規則を廃止することにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第77号 福祉局高齢者施策部高齢施設課)

◇大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 介護認定審査会の委員の定数及び同審査会に置かれる合議体の数を改めることにしました。

- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第78号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

◇大阪市立早川福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立早川福祉会館条例の一部改正等に伴い、規定の整備を行うことにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第79号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

◇大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

- 1 NPO法人の認定等に係る申請に必要な書類や提出部数など、特定非営利活動促進法及び大阪市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第80号 市民局市民部地域活動課)

◇大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

- 1 養育医療の給付等に係る徴収金の額の算定の基礎となる所得税等の額の計算方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第81号 健康局大阪市保健所管理課)

◇大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例施行規則

- 1 風力や水力等を利用して得られるエネルギーを再生可能エネルギーとして規定するなど、大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第82号 環境局環境施策部環境施策課)

◇大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 屋外広告業の登録申請を行う未成年者の法定代理人が法人である場合の申請書の添付書類等を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第83号 建設局管理部路政課)

◇建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 駐車場施設等の出口及び入口に関する技術的基準を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第84号 計画調整局計画部都市計画課)

◇開発許可の手續に関する規則等の一部を改正する規則

- 1 財務会計システムにおける納付書の取扱いの変更に伴い、納付書の様式を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第85号 計画調整局開発調整部開発誘導課、計画調整局建築指導部建築企画課)

◇大阪市有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 自動二輪車を駐車することができる有料自転車駐車場を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。ただし、一部の規定については平成24年 5 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第86号 建設局管理部自転車対策課)

◇大阪市普通河川管理条例施行規則

- 1 河川に関する無許可行為の追認に係る許可手続を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第87号 建設局下水道河川部河川課)

◇大阪市防潮堤管理条例施行規則

- 1 許可申請書の記載事項を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第88号 建設局下水道河川部河川課)

◇大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 下水道の敷地の占用に係る占用料を改定することにしました。
- 2 児童福祉法等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第89号 建設局管理部管理課)

◇大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則

- 1 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の制定に伴い、建築物総合環境計画書の届出等に係る手続きなど、同条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第90号 計画調整局建築指導部建築確認課)

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 有料廃棄物埋立護岸等を設置することにしました。
- 2 綱取施設等を廃止することにしました。
- 3 暴力団の利益になる行為等を許可しないこととするため、使用許可申請書等に市長が必要と認める書類を添付することを定めるとともに、行為許可申請書等の様式の一部を改めることにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第91号 港湾局総務部総務担当)

◇大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 暴力団の利益になる行為を許可しないこととするため、行為許可申請書の様式の一部を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第92号 港湾局総務部集客施設担当)

◇大阪北港ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 暴力団の利益になる行為を許可しないこととするため、行為許可申請書の様式の一部を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第93号 港湾局総務部集客施設担当)

◇大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 暴力団の利益になる行為を許可しないこととするため、行為許可申請書の様式の一部を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第94号 港湾局総務部集客施設担当)

◇職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 職制改正に伴い、規定を整備するため、大阪市公報規則ほか113規則の一部を改正することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第95号)

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置に伴う固定資産課税台帳への登録の特例の適用期間を平成26年度まで延長することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第96号 財政局税務部管理課)

◇教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 学校園に勤務する市費負担教員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正することにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第 6 号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

◇学校給食物資購入基金管理規則の一部を改正する規則

- 1 平成24年 3 月19日付けで財団法人大阪市学校給食協会が大阪府より公益財団法人認定を受けたことに伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第 7 号 教育委員会事務局教務部学校保健担当)

◇教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 予算の執行に係る区長の権限の拡大に伴い、教育委員会から大阪市の各区役所への予算配分について、必要な規定を整備することにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第 8 号 教育委員会事務局総務部総務課)

◇大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則

- 1 平成24年 3 月31日をもって、大阪市立天王寺商業高等学校の英語科を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第 9 号 教育委員会事務局総務部学事課)

◇教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修に関する規則の一部を改正する規則

- 1 指導力向上支援・判定委員会について、行政運営上の会合として実態に即した管理や運営の適正化を図るため、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育局規則第10号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

◇職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 職制改正に伴い、局の名称等を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 7 号 監査・人事制度事務総括局総務課)

公布された規程のあらまし

◇大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程

- 1 職制改正に伴い、規定を整備するため、公印、記章及び証票規程ほか 4 規程の一部を改正することにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 3 号 水道局総務部総務課)

◇大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程

- 1 職の新設及び廃止に伴い課長の専決事項を改めました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 4 号 水道局総務部総務課)

◇大阪市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 3 障害者自立支援法附則の経過規定の終了に伴い、規定の整備を行うことに

しました。

- 4 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 5 号 水道局総務部お客さまサービス課)

◇大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

- 1 不当な取引制限等を行った契約の相手方に対して請求する損害賠償予約条項について、損害賠償金に契約金額支払時点からの利息を付して請求することができるようにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 6 号 水道局総務部管財課)

◇大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

- 1 所属安全衛生委員会の構成を改めることにしました。

- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 7 号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 水道局企業職給料表(2) 3 級及び 4 級における最高の号給を切り下げることになりました。

- 2 係長級以下の職員に係る勤勉手当の額の算定方法を改めることにしました。

- 3 1 箇月単位の変形労働時間制に係る変形期間における法定労働時間の総枠を超えて勤務した場合の超過勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることにしました。

- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 5 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 8 号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員給与規程等の特例に関する規程

- 1 水道局企業職員の給料月額の特例措置を講ずることにしました。

- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 9 号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程

- 1 水道局特定任期付企業職員の給料月額の特例措置を講ずることにしました。

- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第10号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

- 1 社会人経験者を対象とする試験区分の採用試験を経て採用された者の初任給を定めることにしました。

- 2 職員が昇格後に受ける号給を改めることにしました。

- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第11号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 係長級以下の職員に係る勤勉手当の額の算定方法を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第12号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員給与規程別表第 2 備考 (3) の職員を定める規程の一部を改正する規程

- 1 社会人経験者を対象とする試験区分の採用試験を経て採用された者の初任給を定めるのに伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第13号 水道局総務部職員課)

◇大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 水道局企業職員の管理職手当の月額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第14号 水道局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 病院局企業職員給料表(2)等を改定することにしました。
- 2 必要な経過措置を定めることにしました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 3 号 病院局総務部職員課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

- 1 市民病院の薬剤師等に係る報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 4 号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

- 1 薬学大卒の職員に係る初任給を定めることにしました。
- 2 昇格後の号給を改定しました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 5 号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 係長級以下の職員について勤勉手当基礎額から扶養手当月額等を除外することにしました。
- 2 必要な経過措置を定めることにしました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 6 号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局契約規程の一部を改正する規程

- 1 不当な取引制限等を行った契約の相手方に対して請求する損害賠償予約条項について、損害賠償金に契約金額支払時点からの利息を付して請求することができるようにしました。
- 2 必要な経過措置を定めました。
- 3 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 7 号 病院局総務部経営課)

◇大阪市立助産師学院学則の一部を改正する規程

- 1 助産師学院の教育内容等を改めました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 8 号 助産師学院)

◇大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

- 1 先天性高インスリン血症の遺伝子診断料等を定めることにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 9 号 総合医療センター病院管理部診療情報企画課)

◇大阪市病院局の公印等に関する規程等の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第10号 病院局総務部総務課)

◇大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 平成24年 4 月から平成27年 3 月までの間における管理職手当について、5 %のカットを行うことにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第11号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員給与規程の特例に関する規程

- 1 医師、看護師等を除く職員について、平成24年 4 月から平成27年 3 月までの間における給料月額の特例を定めることにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第12号 病院局総務部職員課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程の特例に関する規程

- 1 平成24年 4 月から平成27年 3 月までの間における非常勤職員（医師、看護師等を除く。）の報酬について、3 %のカットを行うことにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第13号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程

- 1 平成24年 4 月から平成27年 3 月までの間における特定任期付企業職員（医師、看護師等を除く。）の給料について、11.5 %のカットを行うことにしました。

2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第14号 病院局総務部職員課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給料の調整額に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例

市長の給料月額等の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

大阪市児童福祉施設最低基準条例

大阪市立知的障害児施設条例の一部を改正する条例

大阪市立知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

大阪市立軽費老人ホーム条例を廃止する条例

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市立早川福祉会館条例の一部を改正する条例

大阪市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の一部を改正する条例

大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例の一部を改正する条例

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例
大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例
大阪北港ヨットハーバー条例の一部を改正する条例
大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例
大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例
大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例
平成24年 3 月30日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市条例第34号

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例
大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 財政総務委員会 15人

- ア 都市改革監の所管に属する事項
- イ 市政改革室の所管に属する事項
- ウ 人事室の所管に属する事項
- エ 政策企画室の所管に属する事項
- オ 危機管理監の所管に属する事項
- カ 総務局の所管に属する事項
- キ 市民局の所管に属する事項
- ク 財政局の所管に属する事項
- ケ 契約管財局の所管に属する事項
- コ 会計室の所管に属する事項
- サ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- シ 監査委員の所管に属する事項
- ス 人事委員会の所管に属する事項
- セ 他の常任委員会の所管に属しない事項

第2条第1項第3号中「健康福祉局」を「福祉局」に改め、ウをエとし、イをウとし、同号中アの次に次のように加える。

- イ 健康局の所管に属する事項

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 市会運営委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することが

できる。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項本文中「常任委員長」を「常任委員長及び市会運営委員長」に改め、同項ただし書中「常任委員長の」を削り、第2項中「常任委員長」を「常任委員長及び市会運営委員長」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「常任委員長」を「常任委員長及び市会運営委員長」に、「その常任委員」を「その委員」に改め、第2項中「常任委員長」を「常任委員長及び市会運営委員長」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（常任委員の所属変更並びに市会運営委員及び特別委員の辞職）」に、同条中「及び特別委員」を「又は市会運営委員及び特別委員」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「委員の選任」を「常任委員、市会運営委員及び特別委員の選任」に改め、同項を同条とし、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（市会運営委員会の設置）

第3条 市会に市会運営委員会を置く。

2 市会運営委員会の委員の定数は、20人とする。

附 則

この条例の施行期日は、議長が定める。ただし、第2条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

（平24. 3. 30揭示済）

大阪市条例第35号

大阪市政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平24. 3. 30揭示済）

大阪市条例第36号

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例

地域の自主性及び自立性が求められる地方分権の理念にのっとり、大阪自らが主体的に地方自治の在り方を考え、大阪にふさわしい大都市制度を創り上げ

ていくことが、新しい時代を切りひらくためには不可欠である。

そのためには、大阪から国に対して具体的な提案を行い、国における大都市制度に関する議論を促進することで、新たな大都市制度の構築に必要な法制的整備等につなげていかなければならない。

ここに、本市及び大阪府が、大都市制度に関する検討の主体である協議会を設け、住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、国の動向も踏まえ、具体的な提案等を行い、もって大阪にふさわしい大都市制度を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、協議会の設置、基本計画の策定等に関し必要な事項を定め、大阪府と共同で地域の実情に応じた新たな大都市制度（大都市地域における基礎的な地方公共団体（以下「基礎自治体」という。）とその団体を包括する広域の地方公共団体（以下「広域自治体」という。）に関する制度という。以下同じ。）の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(市長及び市会の責務)

第2条 市長及び市会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度の実現に向けて積極的に取り組まなければならない。

(協議会の設置)

第3条 本市は、新たな大都市制度に関する協議を行い、第9条第1項に規定する基本計画を策定するため、大阪府と協議の上、共同で大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長

(2) 大阪府知事

(3) 市会議長及び市会が推薦した市会議員 9人

(4) 大阪府議会の議長及び大阪府議会が推薦した大阪府議会議員 9人

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから委員が協議により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 協議会の会議は、公開とする。

(協議会の規約)

第7条 市長は、協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めた規約（以下「協議会規約」という。）を大阪府知事と協議して定める。

- 2 協議会規約には、次に掲げる事項につき規定を設けるものとする。

- (1) 協議会を設置する地方公共団体
- (2) 協議会の会議の運営に関する事項
- (3) 協議会の経費の支弁の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会に関し必要な事項

(協議事項)

第8条 協議会は、次条第1項に規定する基本計画の策定、同条第5項に規定する提案その他第1条の目的を達成するために必要な事項について、協議を行う。

(基本計画の策定等)

第9条 協議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、協議会が前項の規定により基本計画を策定したときは、市会の同意を求めるものとする。
- 3 協議会は、市会及び大阪府議会が基本計画について同意をした場合には、速やかにそれを府民に周知するとともに、国に提示するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。
- 5 協議会は、基本計画に係る協議において、国における大都市制度に関する取組の状況を踏まえ必要と認めるときは、国に対して大都市制度に関する提案（以下「提案」という。）をすることができる。
- 6 市長は、協議会が国に対して提案をしようとするときは、市会の同意を求めるものとする。
- 7 協議会は、市会及び大阪府議会が提案について同意をした場合には、国に対して提案をするほか、速やかにその内容を府民に周知するものとする。

(基本計画の内容)

第10条 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 大都市制度に関する基本的な方針に関すること
- (2) 広域自治体の在り方に関すること
- (3) 基礎自治体の在り方に関すること
- (4) 議会の在り方に関すること
- (5) 新たな大都市制度についての手続に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大都市制度に関すること

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(協議会の在り方の検討)

2 本市は、協議会の設置後、協議会が大都市制度について協議を行うものであることを旨とする観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市である堺市に協議会への参加を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(平24. 3. 30揭示済)

大阪市条例第37号

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する

条例

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「3人」を「6人」に改め、同条に次の2項を加える。

7 委員会は、その指名する委員3人をもって構成する部会に、公益通報に係る通報対象事実及び第12条第1項に規定する申出の内容について調査させ、又は審議させることができる。

8 委員会は、前項の規定により部会の所掌とした事項については、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

第28条中「委員会」を「委員会及び部会」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成24年 4 月 2 日から平成26年 3 月31日までの間に委嘱された委員会の委員の任期は、第25条第3項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 30揭示済)

大阪市条例第38号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「19,600人」を「19,100人」に、「2,680人」を

「2,720人」に改め、同項第2号中「6,900人」を「6,600人」に改め、同項第3号中「1,860人」を「1,750人」に改め、同項第5号中「490人」を「460人」に改め、同項第6号中「4,100人」を「4,000人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平24. 3. 30揭示済)

大阪市条例第39号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員の給料の月額、平成24年4月から平成27年3月までの各月分に限り、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の11.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 条例第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当
- (2) 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第11条の2第1項の規定による地域手当、同条例第14条第1項の規定による特殊勤務手当及び同条例第22条の規定による期末手当
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平24. 3. 30揭示済)

大阪市条例第40号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。